

川越町中小企業等持続化給付金について

●支援内容

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者のうち、国が実施する持続化給付金の対象とならない事業者に、町独自の給付金を支給します。

●対象者

- (1) 法人の場合は、令和2年4月1日において町に本店を有し、下記のいずれかを満たす事業者
 - ① 資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満
 - ② 上記の定めがない場合は、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下
- (2) 個人事業者の場合は、町内で事業を行う個人であって、令和2年4月1日において町の住民基本台帳に記録されている事業者

●要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 20%以上 50%未満減少していること
- (2) 令和2年3月以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- (3) 申請の日において国の給付する持続化給付金の給付の対象とならないこと
 - ※創業間もない方や、売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
 - ※国の持続化給付金と重複して申請することはできません。
 - ※詳細は、町のホームページや申請要領等をご確認ください。

●給付額

法人：最大 40 万円

個人事業者：最大 20 万円

※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします。

※申請は1事業者につき、1回とします。

売上減少分の計算方法

前年の総売上 - (前年同月比▲20%以上 50%未満となる月の売上×12 か月)

●申請期間

令和2年10月1日（木）～令和3年1月29日（金）必着

●お問い合わせ先

産業建設課（TEL：059-366-7120）